

仁木町行財政構造改革プラン

《 平成20年度 ~ 平成23年度 》

平成20年2月

北 海 道 仁 木 町

目 次

1	はじめに	1
2	財政状況	3
3	財政収支見通し（改革に取り組まない場合）	4
4	健全化に向けた基本的な考え	5
5	健全化に向けた主要施策	7
	各公共施設使用料の改定	7
	保育料の見直し	7
	各種手数料の改定	7
	建物・土地・住宅・駐車場使用料の改定	8
	道路敷地占用料金の見直し	8
	ごみ処理手数料の改定	9
	水道使用料の改定	9
	特別職・一般職員給料の削減及び計画的な定員管理の実施	9
	補助金の削減	11
	報償費の減額	12
	効率的な委託の実施による行政コストの縮減	12
	広報『にき』・議会だより発行に係る経費削減	13
	投資的経費（公共事業）の抑制	14
	広域行政の推進	14
6	財政収支見通し（改革に取り組んだ場合）	15
7	地方公共団体の財政の健全化に関する法律について	16

資料 ～ 水道使用料改定表

1 はじめに

長引く景気の低迷や急速に進む少子・高齢化の進行に加え、国の進めている「三位一体の改革」による 地方交付税・補助金の減少などにより本町の財政状況は極めて厳しい状況になっています。

これまでも、人件費や 物件費の抑制に努め、さらに平成 16 年 3 月に「行財政改革の推進について（自立する場合の基本的な取組）」を策定し、行財政改革を推進してきました。（平成 18 年度までの効果額約 2 億 9 千万円）

しかし、これらの行財政改革が間に合わないほどの速度で財政状況が悪化し、このままでは歳出が歳入を上回る赤字団体となり、その状態が続けば 早期健全化団体（または財政再生団体）へ転落するとも限りません。

こうした状況を回避するため、現在ある「行財政改革の推進について（自立する場合の基本的な取組）」をベースに、さらなる行財政改革を積極的かつ大胆に推進する『仁木町行財政構造改革プラン』（平成 20 年度～平成 23 年度）を策定します。

「行財政改革の推進について（自立する場合の基本的な取組）」の結果については、平成 19 年度決算終了後にお知らせします。

なお、平成 20 年度以降は、「仁木町行財政構造改革プラン」に移行します。

〔用語の解説〕

三位一体の改革：「三つの要素が互いに結びついていて、本質においては一つであること。三者が協力して一体になること。」とあります。

行政用語・政治用語としては、

国から地方へ流れる国庫補助負担金を削減する

国から地方へ税源を移譲する（地方税を増やす）

地方交付税を改革する……………の 3 つを同時に改革すること

地方交付税：国税 5 税（所得税・酒税・法人税・消費税・たばこ税）を、一定の割合で地方の財政力の乏しい市町村に交付されるもの

人件費：報酬、給料、手当など

物件費：消耗品や旅費、公共施設の委託料など

早期健全化団体：実質公債費比率（本プラン17ページ参照）が 2.5 %以上の団体

2 財政状況

町税収入は、平成4年度(2億6千万円)をピークに、以降は横ばい状態が続いています。

地方交付税は、平成7年度から平成12年度まで19億円台で推移しましたが、以降は年々減少し、平成15年度以降は16億円程度に減少しています。

児童福祉、老人福祉、障害者福祉などの扶助費は、年々増加しています。

借入金の返済である公債費は、平成19年度に償還時期のピーク(7億9百万円)を迎え、以降平成23年度まで6億円台となり、平成24年度以降は、4億円台に減少していきます。

財源不足を補うため、貯金である基金を取り崩しながら財政運営をしてきましたが、その基金も年々減少しています。

財政状況(過去5年間の推移)

(単位:百万円)

区 分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
町 税	248	243	240	244	235
地 方 交 付 税	1,781	1,653	1,586	1,638	1,654
扶 助 費	85	159	164	165	182
公 債 費	542	646	632	668	696
年度末基金残高	1,103	964	772	710	543

[用語の解説]

町税：町民税、固定資産税、軽自動車税など

扶助費：児童手当、乳幼児・ひとり親家庭・重度心身障がい者の医療費及び施設訓練等支援費など

公債費：学校や道路などの建設のため、国などから借り入れした借金の一年毎の返済金

基金：将来の財源調整、または特定の目的のための積立金

3 財政収支見通し（改革に取り組みない場合）

単位：百万円

区 分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
歳入	町 税	249	253	253	253	253
	譲与税・交付金	104	105	104	104	103
	地方交付税	1,677	1,692	1,668	1,642	1,601
	使用料及び手数料	58	56	56	55	55
	国・道支出金	319	237	243	326	329
	地 方 債	257	169	122	277	303
	うち 臨時財政対策債	112	104	99	94	89
	その他の収入	108	59	58	58	58
	合 計	2,772	2,571	2,504	2,715	2,702
歳出	義務的経費	1,481	1,446	1,398	1,374	1,304
	人件費	576	532	506	499	458
	扶助費	196	213	214	215	216
	公債費	709	701	678	660	630
	投資的経費	299	95	84	328	322
	その他の経費	1,209	1,184	1,197	1,203	1,212
	物件費	466	458	454	449	444
	補助費等	457	448	448	448	448
	繰出金	281	275	292	303	317
	その他	5	3	3	3	3
	合 計	2,989	2,725	2,679	2,905	2,838

収支(歳入 - 歳出)	217	154	175	190	136
-------------	-----	-----	-----	-----	-----

基金の繰入	217	154	172	0	0
基金残高	326	172	0	0	0
備荒資金	264	264	264	264	264

基金充当後収支	0	0	3	190	136
---------	---	---	---	-----	-----

累計赤字	0	0	3	193	329
------	---	---	---	-----	-----

- 備考 ・19年度の数値は、平成19年9月補正後の予算額です。
 ・「その他の収入」の主なものは、分担金・負担金、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入などです。
 ・「その他の経費(その他)」の主なものは、積立金、出資・貸付金などです。

〔用語の解説〕

地方債：公共事業を行おうとする際、財源不足を補うため長期で借り入れる借金
 臨時財政対策債：地方交付税の減額負担分を補うため特例的に認められる借金
 繰出金：国民健康保険事業特別会計など特別会計へ支出される経費
 備荒資金：予期せぬ事態（災害など）に対応するための資金

4 健全化に向けた基本的な考え

基本的な考え方として「^い入りを^{はか}量りて^い出^{せい}ざるを制す(収入の額をきちんと計算して、それに応じた支出をすること)」。この原則に基づいた計画を策定する中で、町民の皆様にも負担や我慢をお願いしなければならない点も出てきます。

しかし、町民の負担をできるだけ小さくすること。
^{きつきん}喫緊(さしせまっていて大切なこと)の課題には、しっかりと取り組むこと。

効率的なサービスの確保に努めること。

以上のことを前提に、次の項目について、財政健全化に向かうための考え方としました。

町税は、今後も大きな増減がないものと予測し、地方交付税については、地方財政制度のすべてを見通した推計は不可能であるため、平成19年度の見込みをベースに予想のつく範囲内で推計しました。

各公共施設の使用料及び委託料は、施設の維持・管理費等を勘案し見直します。

人件費は、「^{かい}隗より^{はじ}始めよ(事を始めるには、まず自分自身が着手せよ)」の認識で、町長・副町長・教育長の給料及び一般職員の給料を削減します。

農業委員の定数及び報酬並びに監査委員、教育委員等の各種委員報酬を削減します。

なお、議会議員の定数及び報酬については、既に削減しています。

補助金は、公益上の必要性等を精査し、減額、または廃止します。

公共事業である投資的経費は、抑制を図りつつも、生活基盤である仁木町統合簡易水道事業及び仁木町クリーンセンターごみ埋立地建設事業を優先的に実施します。

その他、物件費等各種経費についても、縮減の方向で見直します。

5 健全化に向けた主要施策

具体的な取り組み内容

『歳入』

各公共施設使用料の改定

平成20年度から町民センターをはじめ、各公共施設の使用料の減免率を改定します。

《実施内容》

- ・減免率 80% 50%

【増加額】 **240万円** (平成20年度から平成23年度までの試算)

保育料の見直し

平成20年度から「にき保育園」保育料の軽減措置を廃止します。

《実施内容》

- ・10%軽減措置の廃止

【増加額】 **340万円** (平成20年度から平成23年度までの試算)

各種手数料の改定

平成20年度から各種手数料を改定します。

《実施内容》

- ・ 図面交付閲覧手数料

地籍図 (1/1,000) 720円 1,000円

- ・ 税関係証明手数料

所得証明関係 300円 400円

土地関係 250円 350円

- ・ 住民票等証明手数料

印鑑証明 300円 400円

印鑑登録証明再発行手数料	400円	500円
・農業委員会手数料		
現況証明(1筆)	720円	
1筆増すごとに	410円	500円
農地証明	300円	400円
農業後継者証明	300円	400円
営農証明	300円	400円
その他証明	300円	400円
【増加額】	120万円	(平成20年度から平成23年度までの試算)

建物・土地・住宅・駐車場使用料の改定

平成20年度から町が貸与している建物、土地、教員住宅及び町営住宅駐車場の使用料を改定します。

《実施内容》

- ・建物使用料・・・・・・・・・・10%値上げ
- ・土地使用料・・・・・・・・・・基準額の値上げ
- ・教員住宅使用料・・・・・・・・10%値上げ
- ・町営住宅駐車場使用料・・・・300円　　500円

【増加額】 510万円 (平成20年度から平成23年度までの試算)

道路敷地占用料金の見直し

道路敷地を占用している北電柱及びNTT柱の占用料金は、平成18年度から徴収していますが、平成19年3月に料金改定を行い、平成20年度からNTT柱の料金緩和措置が終了するため、占用料金の増額を見込んでいます。

《実施内容》

- ・北電柱占用料金　　平成18年度から徴収
- ・NTT柱占用料金　　平成18年度から徴収

【増加額】 40万円 (平成20年度から平成23年度までの試算)

ごみ処理手数料の改定

平成19年度から指定ごみ袋の料金を改定し、家庭用ごみ袋の無料配布を廃止しました。

《実施内容》

- ・指定ごみ袋手数料の増

【増加額】 **650万円** (平成20年度から平成23年度までの試算)

水道使用料の改定

平成20年度から水道使用料を改定します。

《実施内容》

- ・基本料金及び超過料金の30%値上げ

家庭用	10 m ³ ・・・	1,850円	2,400円
業務用	20 m ³ ・・・	3,390円	4,400円
超過水量	1 m ³ ・・・	150円	190円
浴場用	40 m ³ ・・・	6,180円	8,030円
臨時用	1 m ³ につき	200円	260円

【増加額】 **5,020万円** (平成20年度から平成23年度までの試算)

『歳出』

特別職・一般職員給料の削減及び計画的な定員管理の実施

平成20年4月1日から町長・副町長・教育長及び一般職員の給料を削減し、あわせて組織機構や事務事業の見直しなどにより定員管理を徹底し、職員の適正配置を進めます。

また、農業委員の定数及び報酬並びに監査委員、教育委員等の各種委員報酬を削減します。

《実施内容》

- ・町長の給料 690,000円 636,000円 (7.8%)
(平成13年町長就任時 796,000円と比較し 20%)

- ・副町長の給料 590,000円 562,000円 (4.7%)
(平成13年町長就任時 646,000円と比較し 13%)
- ・教育長の給料 545,000円 524,000円 (3.9%)
(平成13年町長就任時 583,000円と比較し 10%)
- ・一般職員の給料を10%削減します。
- ・機構改革は課長職の退職に合わせて段階的に行います。
平成20年4月1日から
建設課と上下水道課を統合します。
- ・農業委員の定数を平成20年7月の改選期から選挙による委員
2名を減員します。
選挙による委員 10名 8名
選任による委員 4名(現行どおり)
- ・農業委員、監査委員及び教育委員等の各種委員報酬を10%削減します。

《議員定数及び報酬削減内容》 既に実施済み

- ・議員定数 平成15年改選期 14名 12名
平成19年改選期 12名 9名
- ・議長報酬 239,000円
(平成13年在任時 279,000円と比較し、 14.3%)
- ・副議長報酬 193,000円
(平成13年在任時 223,000円と比較し、 13.5%)
- ・常任委員長報酬 178,000円 議会運営委員長も同額
(平成13年在任時 207,000円と比較し、 14.0%)
- ・議員報酬 160,000円
(平成13年在任時 183,000円と比較し、 12.6%)

【削減額】 2億1,000万円

平成23年度一般職員数を54人に設定

(平成19年4月1日現在 一般職員数62人)

補助金の削減

平成20年度から各種団体への運営費補助金は、50%を上限に減額、または廃止します。

《実施内容》

50%を上限に減額する対象団体

- ・ 体育協会、文化連盟、町内会連絡協議会、遺族会、北海道身体障害者福祉協会仁木町分会、食生活改善推進員会、余市地方食品衛生協会仁木支部、仁木・銀山森林愛護組合連合会、教育研究会、PTA連合会、女性団体連絡協議会ほか

補助金交付基準の改定

- ・ 仁木町街路灯設置費補助金
設置費 1 / 2 1 / 4 維持費 2 / 3 1 / 3
- ・ 私有道路等整備事業補助金（維持補修）
50% 30%
平成21年度から廃止
- ・ 私有道路等除排雪事業補助金
50% 30%
- ・ 地力増進対策事業補助金
上限額180万円（堆肥180万円、客土と液肥は廃止）
- ・ 農業振興補助金
廃プラ事業 上限額100万円
ブランド産地確立事業 上限額30万円
- 補助金の見直し（人件費分10%削減）
- ・ 仁木町商工会活動推進事業補助金
- ・ 仁木町観光協会補助金
- ・ 仁木町社会福祉協議会補助金
- 補助金の廃止
- ・ 北星学園余市高等学校助成金
- ・ 納税貯蓄組合連合会補助金

- ・ 営農実習支援補助金
- ・ 野鼠^{やそ}駆除対策事業補助金
- ・ 仁木町中小企業特別融資保証料補助金

ただし、仁木町商工業振興資金融資保証料補助金は現行どおり

【削減額】 1億340万円（平成20年度から平成23年度までの試算）

報償費の減額

平成20年度から各種報償の内容を検討し、減額、または廃止します。

《実施内容》

報償費の減額

- ・ 子育て支援推進報償
- ・ 長寿祝い金
- ・ 少年教育報償（平成21年度から舞台芸術鑑賞事業休止）
- ・ 各種スポーツ大会参加報償ほか

報償費の廃止

- ・ 農業経営者等結婚祝報償
- ・ 農事組合活動報償
- ・ 納税貯蓄組合長報償
- ・ 納税貯蓄組合事務費

【削減額】 1,150万円（平成20年度から平成23年度までの試算）

効率的な委託の実施による行政コストの縮減

公の施設の管理は、施設の性格、設置目的、業務の特殊性等を検討し、直営による業務委託及び指定管理者制度の活用により町民サービスの向上と行政コストの縮減を進めます。

《指定管理者実施内容》

- ・ 指定管理施設（平成18年度から指定管理者制度導入）

農村公園フルーツパークにき、ふれあい遊トピア公園、銀山老

人憩いの家、然別生活館、高齢者福祉施設「いきいき88」、大江生活改善センター、銀山生活改善センター、山村開発センター、町民スキー場（平成19年度から）

- ・指定管理施設の廃止又は譲渡予定施設（平成21年度予定）

廃止：大江へき地保育所、銀山へき地保育所

譲渡：観光農園等管理施設、果樹・野菜加工施設

【削減額】 **8,980万円**（平成20年度から平成23年度までの試算）

《業務委託実施内容》

業務委託事業の内容を見直し、委託料の縮減等を進めます。

- ・役場庁舎清掃委託
- ・健康診査委託
- ・大江鉦山バス路線廃止に伴う代替輸送業務委託
（平成20年度 50%減、平成21年度 廃止）
- ・生きがい活動・通所委託
- ・通学バス運行委託ほか

【削減額】 **910万円**（平成20年度から平成23年度までの試算）

広報『にき』・議会だより発行に係る経費削減

平成20年度から広報『にき』（財政特集号を含む）及び議会だよりの印刷発行部数・ページ数等を見直します。

《実施内容》

- ・広報『にき』（年12回発行）
1,800部/回 1,700部/回
- ・広報『財政特集号』（年2回発行）
1,700部/回 1,600部/回
- ・議会だより（年4回発行）
1,580部/回 1,530部/回

【削減額】 **280万円**（平成20年度から平成23年度までの試算）

投資的経費（公共事業）の抑制

事業の内容を十分に検討し、必要性や緊急性を考慮して、事業費を抑制します。

《優先的に実施する事業》

- ・ 仁木町統合簡易水道事業
- ・ 仁木町クリーンセンターごみ埋立地建設事業

広域行政の推進

従来のごみ、し尿、消防事業に加え、税の滞納整理や後期高齢者医療制度など、一部事務組合や複数市町村で共同実施する広域的な行政を推進し、効率的な行政運営を行います。

《広域行政（負担金）により運営される主なもの》

- ・ 北後志消防組合
- ・ 北後志衛生施設組合
- ・ 北しりべし廃棄物処理広域連合
- ・ 後志広域連合
- ・ 北海道後期高齢者医療広域連合

6 財政収支見通し（改革に取り組んだ場合）

単位：百万円

区 分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
歳入	町 税	249	253	253	253	253
	譲与税・交付金	104	105	104	104	103
	地方交付税	1,677	1,692	1,668	1,642	1,601
	使用料及び手数料	58	60	62	62	62
	国・道支出金	319	237	243	326	329
	地方債	257	169	122	277	303
	うち臨時財政対策債	112	104	99	94	89
	その他の収入	108	53	58	58	58
	合 計	2,772	2,569	2,510	2,722	2,709
歳出	義務的経費	1,481	1,359	1,328	1,362	1,263
	人件費	576	445	436	487	417
	扶助費	196	213	214	215	216
	公債費	709	701	678	660	630
	投資的経費	299	53	64	333	326
	その他の経費	1,209	1,226	1,149	1,153	1,176
	物件費	466	452	424	427	423
	補助費等	457	525	482	468	481
	繰出金	281	245	239	254	268
	その他	5	4	4	4	4
	合 計	2,989	2,638	2,541	2,848	2,765
	収支(歳入 - 歳出)	217	69	31	126	56
基金の繰入	217	69	31	126	56	
基金残高	326	257	226	100	44	
備荒資金	264	264	264	264	264	
基金充当後収支	0	0	0	0	0	
累計赤字	0	0	0	0	0	

- 備考
- ・19年度の数値は、平成19年9月補正後の予算額です。
 - ・「その他の収入」の主なものは、分担金・負担金、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入などです。
 - ・「その他の経費(その他)」の主なものは、積立金、出資・貸付金などです。

7 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

平成19年6月15日、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下、財政健全化法)が成立しました。これまでの地方財政再建促進特別措置法に代わり、財政健全化法に基づく地方公共団体の新しい財政再建制度が整備されたこととなります。

財政健全化法は、これまでの財政再建法と違って、4つの指標の公表が義務付けられ、早期是正制度を導入しています。

これまでの財政再建法における財政再建団体は、実質収支額における赤字額が標準財政規模の20%を超えた自治体が、総務大臣に申請して指定を受けた地方自治体のことをいいます。これは、あくまで自治体の申請が前提でした。

それに対して財政健全化法は、「財政の健全性」を判断する指標として4つの指標 実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率 を導入して、そのうち1つが「一定の基準」以上になれば、早期是正団体となり、財政健全化計画の策定など、さまざまな措置が義務付けられ、国からの関与を強く受けることとなります。

また、これまでの財政再建法による財政健全化を示す指標は、普通会計が主な対象でしたが、今後は国民健康保険事業特別会計、公営企業や第三セクターなどの会計にまで拡大され、一方、公営企業の経営の健全化を早期に促す制度も導入されました。

実質赤字比率

普通会計に相当する一般会計及び特別会計の実質収支額の標準財政規模(標準税収入額+普通地方交付税額+地方譲与税)に対する割合を示す比率です。これは財政再建法においても一定の指標とされました。

連結実質赤字比率

一部の会計にとどまらず、全ての会計をその対象会計とし、実質的な資金不足の状況を示す比率です。

実質公債費比率

平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標であり、公債費による財政負担の程度を示すものです。従来の「起債制限比率」に反映されていなかった公営企業（特別会計を含む）の公債費への一般会計繰出金や一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどの公債費類似経費を算入しています。

18%以上の団体引き続き地方債の発行に国の許可が必要

25%以上の団体一般事業等の起債が制限

将来負担比率

公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率です。

「財政の健全性」を判断する指標の基準

財政指標	早期健全化基準	財政再生基準	仁木町では(平成18決算)
実質赤字比率	15%	20%	0.0% 12%
連結実質赤字比率	20%	30%	0.0% 12%
実質公債費比率	25%	35%	19.1%
将来負担比率	350%	-	266%

基金繰入を行わなかった場合の実質赤字比率

【参考】平成18年度 標準財政規模の額..... 20億3,200万円

財政再生基準20%の額..... 4億640万円

財政健全化法により、4つの指標に基づく「一定の基準」によって、「財政の早期健全化」段階と「財政再生」段階のそれぞれに応じて、報告義務や国の勧告などの国からの強い関与が行われます。

「財政の早期健全化」段階は、いわばイエローカードともいうべき段階で、個別外部監査契約に基づいて監査を受けることと「財政健全化計画」の策定が義務付けられ、国への報告義務を負います。

財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をすることができるかとされています。

「財政再生」段階は、いわばレッドカードともいうべき段階で、「財政再生計画」の策定が義務付けられ、事実上、総務大臣の同意を得なければなりません。「財政再生団体」に指定されると、夕張市と同じように国の厳しい管理の下での再建を進めることとなります。

「財政再生団体」の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合には、総務大臣は、自治体の最も重要な権限である予算の変更等必要な措置を勧告できることになりました。

国が強い関与を行うという意味では、これは従来の「財政再建団体」とほぼ同様です。

お問い合わせ先 仁木町役場総務課総務係（電話 3 2 - 2 5 1 1）

水道使用料改定表

資料

改定前

改定後

地区別	料金 用途		基本料金(月)		超過料金		
			基本水量	料金	超過水量	料金	
然別・銀山・仁木・大江地区	家事用	専用給水装置	10立方メートルまで	1,850円	1立方メートルにつき	150円	
		共同給水装置	10立方メートルまで	1,850円	1立方メートルにつき	150円	
	業務用		20立方メートルまで	3,390円	月の使用量が50立方メートル未満の場合	1立方メートルにつき	150円
					月の使用量が50立方メートル以上の場合	1立方メートルにつき	140円
	浴場用		40立方メートルまで	6,180円	1立方メートルにつき	130円	
臨時用		—		1立方メートルにつき	200円		

地区別	料金 用途		基本料金(月)		超過料金		
			基本水量	料金	超過水量	料金	
然別・銀山・仁木・大江地区	家事用	専用給水装置	10立方メートルまで	2,400円	1立方メートルにつき	190円	
		共同給水装置	10立方メートルまで	2,400円	1立方メートルにつき	190円	
	業務用		20立方メートルまで	4,400円	20立方メートルを超え50立方メートルまでの分	1立方メートルにつき	190円
					50立方メートルを超える分	1立方メートルにつき	180円
浴場用		40立方メートルまで	8,030円	1立方メートルにつき	160円		
臨時用		—		1立方メートルにつき	260円		

改定料金は、平成20年5月計量分からとなります。

水道料金の算出方法

家事用1ヶ月の使用水量が15立方メートルの場合

$$2,400円 + (15m^3 - 10m^3) \times 190円 = 3,350円$$